

「茨城コグニ会」会則

第1条 名称

この会を「茨城コグニ会」（以下、この会という）と称する。

第2条 目的

この会は、自動車修理及び整備を事業目的とする会員の見積業務全般にわたる研鑽、見積技術の更なる向上と知識の習得、技術関連情報の習得、有識者などによる各種研修および会員相互の親睦・意見交換などを通し、経営全般に対する会員の資質向上に寄与することを目的とする。

第3条 会員

- (1) この会は原則として茨城県内で、コグニビジョン株式会社の「コグニソフト」を正規に使用している工場をもって正会員とする。
正会員は総会での議決権を有するものとする。
- (2) 上記(1)に該当しない「コグニソフト」の正規使用者の入会資格については、申込者の業種等について役員会にて審査し、承認を得た場合は、準会員とすることができるものとする。
- (3) 「コグニソフト」の正規使用者以外の者で、コグニソフトの販売店等、この会の活動支援を希望する者は、申込者の業種等について役員会にて審査し、承認を得た場合は、賛助会員とすることができるものとする。

第4条 事業・運営

この会は第2条の目的達成のための事業を行うものとし、その内容・運営・会員毎の参加資格者数などについては役員会において企画・決定するものとする。

第5条 入・退会手続き

- (1) この会の目的・趣旨に賛同し、会則に従うことを承諾して入会を希望する者は、会社名、所在地、代表者、連絡先、事業内容、コグニソフトの正規使用者または取扱者（販売店）であることを証する資料を会長へ提示し、申し込むものとする。
- (2) 申し込みを受けた会長は、速やかに役員会を招集し、資格審査を行い、
 - ① 入会を認める場合は、会長はその旨を申込者に通知するものとし、その翌月1日を入会日とする。
 - ② 入会を謝絶する場合は、会長より申込者へその旨を通知するものとする。
- (3) 入会資格の審査は、会の目的・趣旨に副うと共に、各種法令を遵守し、公正に行うものとする。
- (4) 会員は、書面による会長宛の通知をもってこの会を退会することができるものとする。
- (5) 会員は、会則第11条に定める会費を所定の期日までに支払うものとし、期日までに支払いを行わない場合は、自動的に会員資格を喪失するものとする。

ただし、会員が災害等により、会費の支払いできない特別な事由があり、役員会が減免等を認めた場合はその限りではない。

- (6) 会員が会員に相応しくない行為を行った場合は、役員会の決定により、この会から退会させることができるものとする。

第6条 役員

この会には次の役員をおくものとする。

会長 1名、 副会長 2名、 事務局 1名、
地区幹事（地区委員）5名、 会計 1名、会計監査 1名（兼任も可とする。）

第7条 役員を選出

役員は正会員の中から、第9条（2）に定める手続きにより選出するものとする。

第8条 役員の任期

役員の前任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

第9条 総会および役員会

- (1) 総会は、年1回の通常総会を年度初め開催するほか、役員会の議決に基づき、臨時総会を開催できるものとする。また、議長は会長が行うものとする。
- (2) 総会は正会員の過半数の出席をもって成立し、議決権を有する出席者の過半数の賛同をもって議決するものとする。
ただし、議決権を有する正会員が総会に出席できない時は委任状をもって出席に代えることができるものとする。
- (3) 役員会は会長が招集し随時開催できるものとし、会の成立及び議決は総会に準じるものとする。
- (4) 総会及び役員会の議決権は1法人単位に1議決権とする。
- (5) 議決権の行使は、当該法人の代表者または代表者が指定した当該法人に勤務する者が行うものとする。

第10条 事務局所在地

* 29年度の事務局はくるま工房笠間株式会社社内に置くものとする。

所在地：茨城県笠間市住吉 1567-33

連絡先：電話 0296-70-5202 FAX0296-78-5209

Male kurumakoubou@angel.ocn.ne.jp

第11条 会費

- (1) この会の事業は会員の会費により運営し、会費は
正会員：1社、年 12,000円とする。
賛助会員：1社、年 12,000円とする。
- (2) 会費は期首に事務局へ振り込むものとする。(事務局は会員に請求書を発行する)

- (3) 期中途入会の場合は、会計年度までの月割にて計算し、徴収する。
- (4) やむを得ず脱会する場合は、原則として徴収済みの会費は返戻しない。
- (5) 会を解散する場合、残余会費等の処分は会員総会にて決定するものとする。

第12条 会則の改定

この会則は総会の議決をもって改定できるものとする。

第13条 会員名簿及び情報の取扱

- (1) この会は、会員名、所在地および連絡先を記載した毎年4月1日時点の「会員名簿」を年1回発行し、会員はこの名簿を会の事業目的以外に使用できないものとする。
会員名簿の利用目的には、会の連絡用のほか、会員共通の公正な利益に資するものと総会で承認した目的を含むものとする。
- (2) この会は、個人情報保護法の趣旨に沿い、会員名簿に記載の「会員名、所在地、連絡先」以外の情報については、情報の内容、収集目的、開示先等につき会員に案内し、個別に書面による承認を得た会員並びに情報についてのみ取扱うことができるものとする。
- (3) 会員工場は、随時、会員名簿等への記載を拒否または修正を求めることができるものとする。

第14条 慶弔

* 会員の慶弔規定については別途定め、慶弔費は会費より支払うものとする。

| 慶弔項目 | 摘 要 | 備 考 |
|----------|-------------|-----|
| 会員本人の死亡 | 10,000円 花 輪 | 弔電 |
| 会員奥さんの死亡 | 10,000円 花 輪 | 弔電 |
| 会員親の死亡 | 花 輪 | 弔電 |

* 本規定以外の慶弔事項については会長、副会長に一任する。

第15条 会計年度

この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第16条 設立日

この会は、平成16年9月1日の設立とする。

- 平成19年4月 改正
- 平成20年4月 改正
- 平成21年4月 改正
- 平成26年5月 改正
- 平成29年6月 改正